

九戸村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

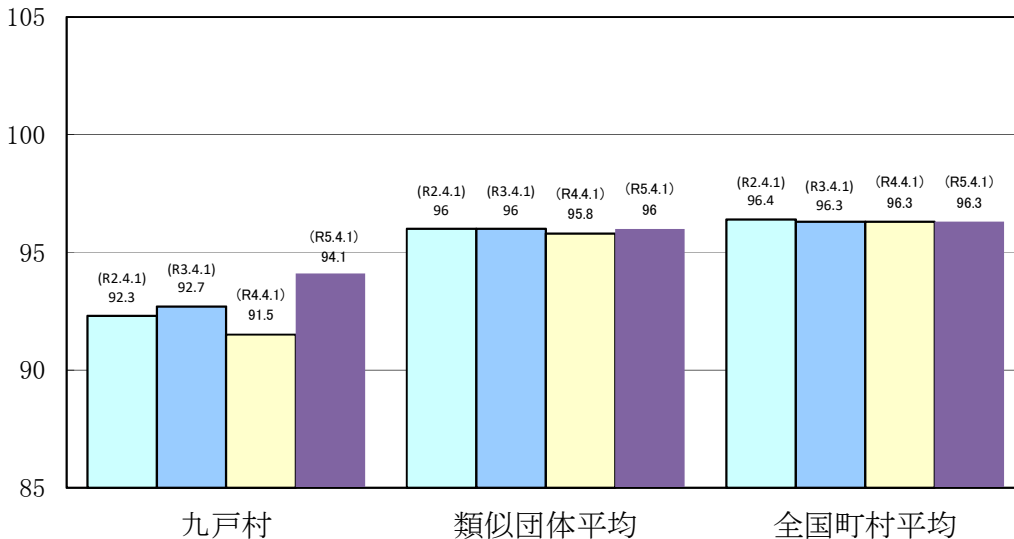
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
4	5,365	4,904,731	70,494	815,797	16.6	15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4	68	233,871	27,864	81,751	343,486	5,051	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

①給料表の改定や、職員構成の変動（経験年数層の変動）

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

【給料表の改定実施時期】 令和5年12月8日

【内容】 一般行政職の給料表について、国や県の見直し内容を踏まえ、平均1.1%引上げ。
他の給料表についても、国や県の見直しを踏まえて改定を実施。

② その他の見直し

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直し実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九戸村	39.7 歳	268,900 円	306,736 円	288,158 円
岩手県	42.1 歳	318,218 円	389,505 円	346,728 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九戸村	— 歳	— 円	— 円	— 円
岩手県	52.3 歳	302,137 円	329,050 円	315,652 円
国	51.2 歳	286,942 円	329,178 円	— 円
類似団体	51.6 歳	277,471 円	304,422 円	292,093 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	九戸村	岩手県	国	
	初任給	初任給	初任給	
一般行政職	大学卒	185,200 円	186,800 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	155,900 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～30年	経験年数30～34年	
一般行政職	大学卒	253,300 円	347,800 円	— 円	— 円
	高校卒	235,900 円	310,300 円	355,000 円	378,000 円

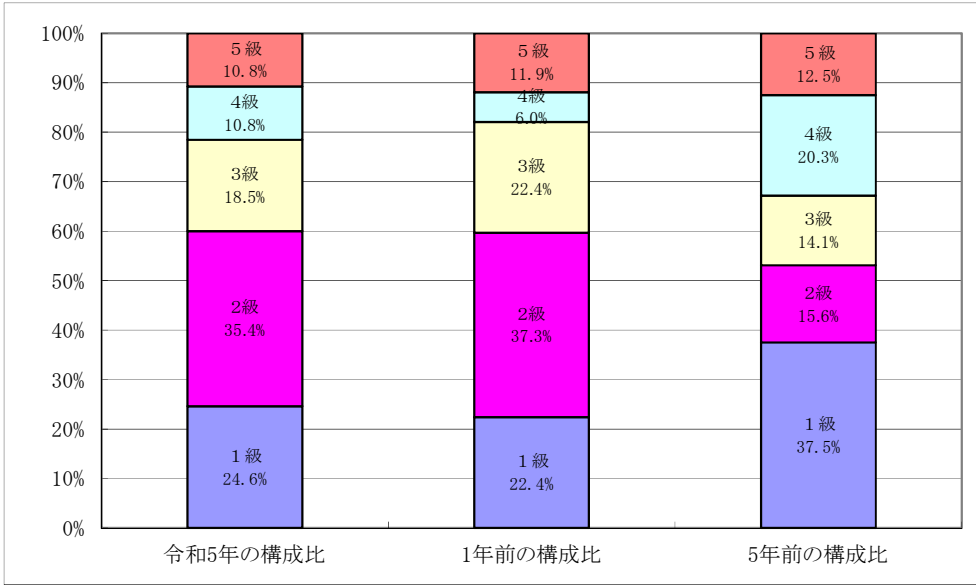
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

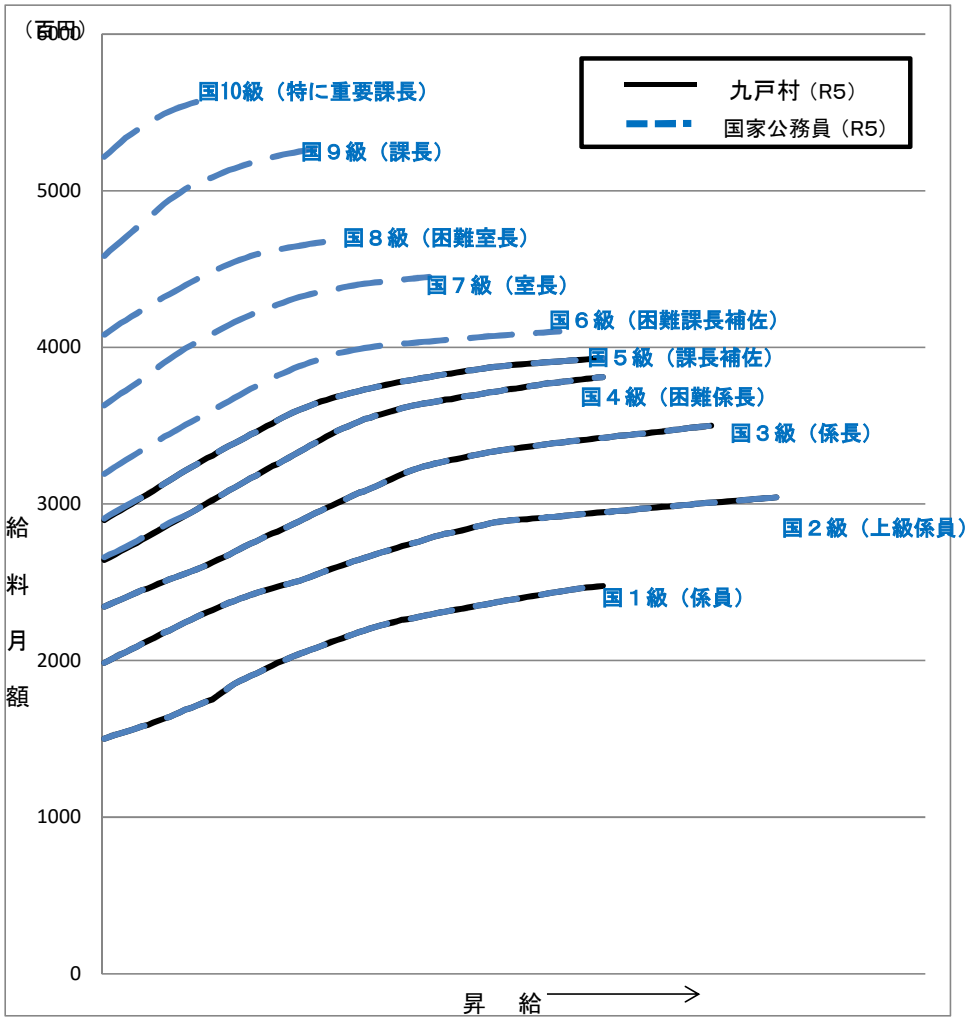
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	16 人	24.6%	162,100 円	249,400 円
2 級	主任	23 人	35.4%	208,000 円	305,200 円
3 級	係長	12 人	18.5%	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐	7 人	10.8%	271,600 円	382,000 円
5 級	課長	7 人	10.8%	295,400 円	394,000 円

(注) 1 九戸村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（九戸村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九戸村	岩手県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,191 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,728 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当の人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

九戸村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	15,580 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	0.0 %

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	9,438 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	121 千円
支給実績（令和4年度決算）	11,830 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	184 千円

(5) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる理由	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額: 配偶者・父母等 6,500円、子 10,000円、特定扶養加算有)	同		8,096 千円	269,866 円
住居手当	賃貸住宅入居者等(家賃12,000円以上を払っている者)に支給されます。(月額: 27,000円以下)	同		2,845 千円	218,846 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額: 交通機関利用者50,000円以下、交通用具利用者12,900円以下)	異	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なります。	3,987 千円	76,673 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回: 4,400円)	同		567 千円	14,538 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額: 給料月額×4/100以下)	異	国では俸給の特別調整額として支給されます。	2,337 千円	212,454 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額: 7,360円~17,800円)	異	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本村では「居住する」地域に応じて支給されます。	3,992 千円	63,365 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	村 長	518,500 円 (610,000) 円	860,000 円 / 518,500 円
	副 村 長	500,000 円 — 円	700,000 円 / 456,000 円
報酬	議 長	230,000 円 — 円	400,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	182,000 円 — 円	314,000 円 / 182,000 円
	議 員	165,000 円 — 円	290,000 円 / 165,000 円
期末手当	村 長	(令和4年度支給割合) 3.28 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.28 月分	
退職手当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 村 長	退職時の給料月額×40.38/100×在職月数	11,823,264 円 任期满了日
		退職時の給料月額×23.28/100×在職月数	5,587,200 任期满了日

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

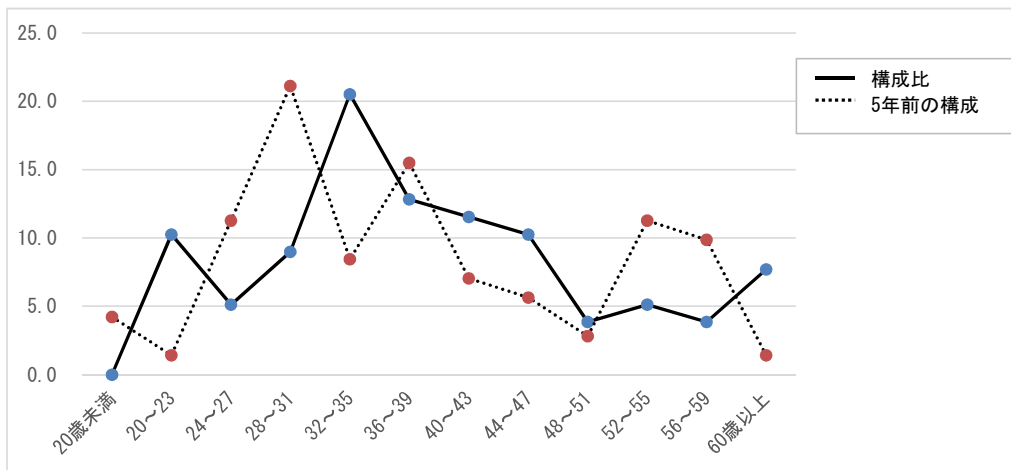
6 職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	人員配置による減 体制強化による増 人員配置による増
		総 務	18	18	0	
		税 務	4	4	0	
		民 生	20	19	△ 1	
		衛 生	5	5	0	
		農林水産	7	9	2	
		商 工	2	2	0	
	土 木	5	6	1		
		計	63	65	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 141.38 人)
		教 育 部 門	6	6	0	
	小 計	69	71	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 168.75 人)	
公 営 企 業 部 門 等	水 道	2	2	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	3	3	0		
	小 計	7	7	0		
合 計		76 [85]	78 [85]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.38 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	4人	7人	16人	10人	9人	8人	3人	4人	3人	6人	78人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	30年	元年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	58	59	54	64	63	65	7 (12.1)
教育	6	7	7	7	6	6	0 (0.0)
消防							
普通会計	64	66	61	71	69	71	7 (10.9)
公営企業等会計	7	7	7	7	7	7	
総合計	71	73	68	78	76	78	7 (9.9)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。※教育長を除く
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
4	108,961	18,039	13,669	12.5%	9.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 九戸村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
4	2	7,966	974	2,360	11,300	5,650	5,167

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

	平均年齢	基本給	平均月収額
九戸村	31.0 歳	217,100 円	361,741 円
団体平均	39.7 歳	268,900 円	299,898 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九戸村	九戸村 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,021 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,191 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

九 戸 村			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	15,580 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	0.0 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	287 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	143 千円
支給実績（令和4年度決算）	343 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	171 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる理由	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額：配偶者・父母等6,500円、子10,000円、特定扶養加算有)	同		187 千円	74,800 円
住居手当	賃貸住宅入居者等(家賃12,000円以上を払っている者)に支給されます。(月額：27,000円以下)	同		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額：交通機関利用者50,000円以下、交通用具利用者12,900円以下)	異	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なります。	163 千円	65,200 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,400円)	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額：給料月額×4/100以下)	異	国では俸給の特別調整額として支給されます。	117 千円	117,000 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360円~17,800円)	異	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本村では「居住する」地域に応じて支給されます。	162 千円	54,000 円